

論文博士（乙種）の申請資格変更に伴う移行措置

◆論文博士（乙種）の申請資格変更日

平成25年4月1日

◆移行措置

すでに現行規定に基づき、学位申請に向け準備をしている者への配慮として、変更点ごとに必要な移行措置を設けるものとする。

変更内容	新規定	現行規定	移行措置
提出論文数	主要論文（英文）1編以上 参考論文（英文）1編以上 ※参考論文は、主要論文が2編以上の 場合、予備審査において主要論文の学問 的価値が高いと認めた場合は免除する。	研究をした場所で決定 本学内…主要論文（英文）1編以上 本学外…主要論文（英文）2編以上	○研究の場所が本学内 現行規定により準備している者を調査し、登録し た者については、研究期間の要件を満たす日若しく は主要論文発表日のどちらか遅い日より1年間 申請を受け付ける。いずれとも満たしている場合 は施行後1年間。 ○研究の場所が本学外 平成25年4月1日より施行 ※現行規定より基準が低くなり資格を満たすた め
主要論文の定義 申請者	筆頭著者 ※イコールコントリビューテッドオーサーでも可。	筆頭著者のみ (状況により判断)	現時点から認める
指導教員	共著者	共著者	現行どおり
査読制度のある学術誌	Pub Med 検索可能雑誌 ※上記を満たさない場合であっても予 備審査において学問的価値が高いと 認めた場合などは申請を受け付ける。	取決めなし	現行規定により準備している者を調査し、登録した 者は、研究期間の要件を満たす日若しくは主要論文発 表日のどちらか遅い日より1年間申請を受け付け る。いずれとも満たしている場合は施行後1年間。
研究歴として認める機関	営利法人（株式会社・合資会社・合名会 社・有限会社の研究所など）において研 究に従事している者にあつては、本学医 学部研究生となり研究した期間を研究 歴として認めることとする。	個別審査にて判断	現行規定により準備している者を調査し、当該営利 法人における研究歴を医学研究歴とするかどうか 審査し、認めた者については、研究期間の要件を満 す日若しくは主要論文発表日のどちらか遅い日よ り1年間申請を受け付ける。いずれとも満たしてい る場合は施行後1年間。

※申請予定者は、主要論文の accept 待ち、医学研究歴の期間待ちが想定されるため、いずれかの日より1年間まで認めるものとする。

※営利法人は個別審査のため登録時に審査が必要。必要となる研究歴は個人によって異なるため、研究期間の要件を満たした後1年間まで認めるものとする。